

分権型社会における広域自治体のあり方（素案）

目 次

はじめに

- 1 検討の視点
 - 2 分権型社会における行政の役割分担
 - (1) 国と地方の役割
 - (2) 広域自治体と基礎自治体の役割
 - 3 分権型社会における広域自治体のあり方
 - (1) 広域的な課題等への対応
 - (2) 自立性の高い圏域の形成
 - (3) 結論
 - 4 道州制の概要
 - 5 道州制導入によるメリット
 - 6 道州制の導入を検討するに当たっての留意事項
- 別紙1 道州制導入のメリットに関する具体例

分権型社会における広域自治体のあり方（素案）

はじめに

市町村合併や三位一体の改革など地方自治体を取り巻く環境が大きく変動する中、全国知事会道州制特別委員会は、更なる地方分権改革を推進し、住民一人ひとりが豊かさを実感できる真の分権型社会を実現すべきという観点から、道州制を含むこれからの広域自治体のあり方について議論を重ねてきた。

特に道州制については、新たな広域自治体の一つとして、これまでも経済団体や研究機関等において種々の提言がなされており、昨年9月に執行された衆議院議員総選挙の際には主要政党のマニフェストに関連する項目が記述された。政府においては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）や内閣総理大臣施政方針演説に「北海道道州制特区の推進」について盛り込まれた。また、第28次地方制度調査会においても「道州制のあり方」について答申がなされたところである。

当委員会としても、その当事者として、自らの議論や考え方を以下のとおり整理するものである。

1 検討の視点

住民がゆとりと豊かさを実感できる真の分権型社会を実現するためには、中央省庁主導の縦割りで画一的な行政システムを、自己決定・自己責任を基本理念とした住民主導の柔軟で総合的な行政システムに変革しなければならない。

そのためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、中央省庁の解体再編も含めた最適の行政体制を構築する必要がある。

明治以来の中央集権型行政システムは、キャッチアップの時代においては効率的とされてきたが、右肩上がりの時代が終焉し、変動する国際社会への対応、東京一極集中の是正、個性豊かな地域社会の形成、少子高齢化社会への対応など新たな行政課題に迅速に対応する能力を失ってきているばかりか、全国一律基準によって生じる“ムダ”がクローズアップされるなど制度疲労を起している。

従来の中央省庁主導による縦割りで画一的な行政システムでは、地域のことを地域で決めることに数多くの制約があり困難であった。住民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現するためには、住民が柔軟な発想で総合的に地域のことを自分たちで決定できる行政システムに転換する「地方分権」の推進が必須である。

自己決定・自己責任を基本理念とした分権型社会を構築するためには、国と地方の役割分担と関係を現在の延長線上で手直しするのではなく、抜本的に見直し、中央政府と地方自治体の双方を含めた一体的かつ創造的な制度設計が必要である。

2 分権型社会における行政の役割分担

(1) 国と地方の役割

分権型社会を実現するためには、国は外交、防衛、司法など国家としての基本的な役割を重点的に果たし、内政は原則地方自治体が担うこととして、自己決定と自己責任を基本理念として地域経営に当たるという役割分担を明確にした行政システムを構築する必要がある。

現在、国と地方の役割分担については、地方自治法に基本的な原則が定められており国が果たすべき役割として、

国際社会における国家としての存立に関わる事務、
全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務、
全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施に関する事務、が規定されている。

しかしながら、国は、地方自治法の規定にかかわらず、法令や要綱、補助金等により地方の行政に関与し、地方の自主的・自立的な行政経営を妨げてきた。

真に地方分権を推進していくためには、国の役割を外交・防衛・司法など、

国家の存立に関わるものに重点化するとともに、全国的なルールの策定や全国的な規模や視点から行う事業などについても、その必要性を十分に検討した上で、できるかぎり縮小・限定していくなど、まずは国と地方の役割分担の明確化を図ることが重要である。

具体的には、地方六団体が平成6年9月に策定した地方分権推進要綱で、国の所管事務を以下のとおり限定列挙しており、現在も概ねこの考え方を基本とすることができる。

天皇及び皇室に関すること。
外交、防衛及び安全保障に関すること。
司法に関すること。
国政選挙に関すること。
通貨、公定歩合、民事及び刑事に関する基本ルール、公正取引の確保、金融、資本市場、貿易、物価の統制、工業規格、度量衡、知的所有権並びに郵便に関すること。
国籍、税関、出入国管理及び旅券に関すること。
海難審判、海上保安、航空保安その他の全国的な治安の維持に関すること。
全国の総合開発計画及び経済計画の策定に関すること。
公的年金、公的保険、労働基準、基本食糧の確保、資源・エネルギーの確保等に関すること。
全国的な電波監理及び気象業務に関すること。
全国的に影響を有する特に高度で専門的な科学・技術、学術・文化、環境対策等に関すること。
伝染病予防、薬品の規制、医療従事者の資格その他の人の生命、健康及び安全に関する基準、生活保護に関する基準、義務教育に関する基準等の設定に関すること。
国勢調査等の全国的な統計調査に関すること。
全国を対象とする骨格的かつ基幹的な交通・通信基盤施設の整備及び管理に関すること。
地方制度及び国と地方公共団体との間の基本的ルールに関すること。
国の機関の組織（内部管理を含む。）及び税財政に関すること。

このような役割分担に基づけば、自ずと、地方支分部局だけではなく中央省庁そのものの再編・統合あるいは廃止を含めた見直しが行われなければならない。

そのことにより、内政に関する事務は、基本的に地方自治体が企画立案から管理執行まで一貫して担うこととなる。

その結果、地方における事務処理の総合性が確保され、主体的・戦略的な政策展開が可能となる。

また、これまで国が担ってきた多くの役割を広域自治体が担うため、産業の活性化や雇用対策など広域にわたる行政課題に、国の判断を仰ぐことなく地域

の特性に応じて創意工夫した施策を自主的、自立的に展開することができ、各種施策の最適化・住民満足度の向上が図られることとなる。

(2) 広域自治体と基礎自治体の役割

分権型社会においては、住民生活に密接に関連する行政サービスは、住民に最も身近な基礎自治体である市町村ができる限り総合的に担い、広域自治体は市町村で完結しない広域的行政ニーズへの対応、市町村で担うと著しく非効率となる高度技術や専門性を必要とする行政ニーズに対応することが基本となる。

分権型社会においては、住民生活に密接に関連する行政サービスは、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が総合的に担うこととなる。

市町村合併により、区域が拡大し行財政能力が向上した基礎自治体が増加しており、これまで都道府県が担っていた事務のうち住民生活に密接に関わる分野のものをできる限り市町村に移管すべきである。

一方で、上記(1)を基本とした国と地方の役割分担に基づき、国の事務が広域自治体に移管されることとなる。

その結果、広域自治体は、基礎自治体の区域を越える広域的な行政課題や市町村で担うと著しく非効率となる高度な技術や専門性を必要とする行政サービスを担うことが基本となる。

当委員会におけるこれまでの議論では、広域自治体が担う事務のイメージは概ね次のとおりである。

圏域内の主要な社会資本形成の計画及び設置管理
一般国道、一級河川、第2種・第3種空港 等
産業振興及び雇用政策
産業振興や観光の基本方針、職業紹介・職業訓練 等
広域的防災対策
広域的な防災計画の策定、広域災害時における市町村消防の指揮・調整 等
圏域内の環境保全対策
地球温暖化防止対策、廃棄物対策、大気水質汚濁防止 等
高度技術や専門的知識を要する行政分野
高次医療、感染症対策、高等研究施設の設置運営 等
圏域内の市町村の補完及び連絡調整に関する事務

3 分権型社会における広域自治体のあり方

(1) 広域的な課題等への対応

広域自治体は、都道府県の区域を越える広域的な課題や、これまで国が担ってきた都道府県の区域を越える事務に的確に対応できることが必要である。

交通基盤の整備や情報通信技術の発達、産業構造の変化などにより、住民の生活圏や経済圏が拡大し、環境保全や広域的防災対策など、現行の都道府県の区域を越えた対応が求められる行政課題が増加している。

広域的な事務について、企画立案は国が担う一方で、実施は市町村及び都道府県（市町村の区域を越える事務等）と国の地方支分部局（都道府県の区域を越える事務等）が分担しているものが少なくない。

このような広域的な行政課題や、都道府県の区域を越える事務については、現行の都道府県制度のもとでも、国から権限移譲を受けた上で、都道府県間の調整や広域連携、あるいは広域連合制度や任意の都道府県合併などを活用して処理することも考えられる。

しかしながら、広域連携あるいは広域連合は、本来の行政主体である構成自治体の連携・連合であり、全ての課題について意見調整ができるとは限らず、現行の都道府県を存続しながら新たな広域連合を設立することは、組織上、屋上屋を重ねることで効率性に欠けるとともに、住民から見れば責任の所在が不明確になることも懸念される。

このような諸課題に対して、より質の高い行政サービスを提供するためには、現在の複数の都道府県が一つになった広域自治体を設置した方が迅速・効果的かつ総合的に対応できるが、都道府県合併では、基本的に現在の国・都道府県・市町村の役割や関係を変えるものではなく（中央省庁の解体再編にはつながらない）、地方分権という観点からは画期的な前進につながらないと考えられる。

(2) 自立性の高い圏域の形成

我が国が競争力のある自立した地域で構成されるためには、それを可能にする規模と実力を備えた広域自治体の存在が求められる。

そのためには、国から地方への大胆な権限移譲と併せて広域自治体間の人口や経済集積等のある程度均衡化させる必要がある。

分権型社会は、地方自治体が相互にその意欲と知恵と能力を競い合う状態を作り出す社会でもある。

また、経済のグローバル化と国際競争が加速する中で、国際販路の開拓や新産業の創出、外国からの誘客の拡大など、既存の都道府県を越えたよりスケールの大きな規模で、資本の連携や産業技術・学術研究の連携、人材育成に取り組むことで、国内外の他地域との競争力を持つことが必要になっている。

広域自治体同士が競い合い、上述のような機能を果たしていくためには、人口や経済集積等の基礎条件がある程度均衡化され、各広域自治体が自立性の高い圏域で形成されていることが必要であるが、現在の都道府県では、その格差は非常に大きなものとなっている。

都道府県合併によっても自立性の高い圏域を形成することが可能であるが、合併が行われたところと行われなかったところの規模の格差は是正されず、広域自治体としての実力の均衡化を図るという点から、不十分となる可能性がある。

したがって広域自治体間の人口規模や経済集積等の基礎条件をある程度均衡化するためには、現行制度の延長線上ではなく、全く新たな視点から構築された広域自治体の導入を図る方が効果的である。

現状よりも人口、経済規模等の格差が小さく、自立性の高い圏域で構成される広域自治体が競い合うことにより、東京一極集中を是正し、多極創造力拠点を複数形成することが可能となると考えられる。

(3) 結論

以上のことから、中央省庁の解体再編を含めた行政システムの再構築を行う中で、分権型社会において期待される役割を担う新たな広域自治体として「道州制」を導入することが必要であると考えます。

4 道州制の概要

これまでの当委員会における議論を踏まえ、現時点において考えられる道州制の概要を示せば次のとおりである。

道州の位置づけ

道州は、都道府県に代わる地方公共団体とし、地方公共団体は道州と市町村の二層制とする。

道州は、国と市町村の間の広域的な地方公共団体として、近接性の原理・補完性の原理に基づき、市町村と役割を分担して主に地域における広域行政を担う。

道州の区域

道州の区域は、複数都道府県を併せた区域とするが、地理的特性や歴史的事情等により、一の都道府県のみをもって道州を設置することも可能とする。

道州の区域は、地域の状況を考慮して定めるものとするが、その際、地域住民の意見を反映した区域となるように設定する。

道州の担う事務

今まで、都道府県が担ってきた事務については可能な限り市町村に移管し、道州は、基本的には広域自治体として市町村の区域を越える広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務を担う。

また、現在国が担っている事務については、国が本来果たすべき役割にかかわるものを除き道州に移管する。

その際、国の関与をできる限り縮小して、道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもと政策を展開できるよう、必要な税財源についても移譲し、地方税中心の歳入構造の構築を図り、道州の安定的な財政運営が可能となるようにする。

道州制への移行

道州制への移行は、様々な角度から十分な検討を行った上で、全国一斉に行うことが望ましい。

ただし、一定の条件の整った地域においては先行して道州に移行することも検討する。

5 道州制導入によるメリット

本委員会におけるこれまでの議論においては、道州制の導入によって次のようなメリットが考えられる。

県境を越えて進む生活圏・経済圏の拡大への対応

高速交通基盤の発展、通信・情報伝達手段の飛躍的な発達により拡大した生活圏や経済圏に対応した行政サービスの提供が可能になる。

経済のグローバル化への対応

経済のグローバル化と国際競争が加速する中で、国際販路の開拓や新産業の創出、外国からの誘客の拡大など、既存の県を越えたよりスケールの大きな規模で、資本の連携や産業技術・学術研究の連携、人材育成に取り組むことができる。

地域特性を活かした自主的・自立的な行政経営の推進

国と地方の役割を見直すことにより、これまで、国が担ってきた多くの役割を道州が担うことができるため、産業の活性化や雇用対策など、地域の特性にあった施策を自主的、自立的に展開し、真の地方分権の確立に向

けた取り組みを進めることができる。

フルセット主義からの脱却と行政の効率化

少子高齢化が進み、財政規模も縮小していくことが予想される中で、既存の行政区域内に全ての機能や施設を整備しようとする、いわゆる「フルセット主義」から脱却し、より広域的な観点からの既存施設の有効活用や戦略的な投資、ダイナミックな機能分担などが可能となる。

また、中央省庁や地方支分部局の解体再編を含めた役割分担の見直しによって、肥大化・硬直化した国（中央政府）の機関、人員及び行政経費を大幅に削減するとともに、国と都道府県の二重行政を解消し、効率的な行政運営が可能となる。

なお、具体例については別紙のとおりである。

6 道州制の導入を検討するに当たっての留意事項

道州制の導入を検討するに当たっては、次の諸点について留意の上、議論を深めていく必要がある。

国・地方を通じた一体的な再編

国からの権限移譲や税財源移譲が行われないうまま、ただ広域自治体の再編のみが先行してはならない。道州制の導入はわが国の統治のあり方を改革するものであるため、中央省庁及び地方支分部局の再編とセットで行わなければならない。中央省庁のあり方を示すことが不可欠である。

自治立法範囲の拡大など国の役割・関与の限定

国、広域自治体、基礎自治体ができるだけ一元的に役割分担するという原則にそって、自治立法権の拡大や地方の意見を反映する場の確保など、国の関与を限定し地方の自立性を高める方策の検討が必要である。

市町村の充実強化

道州制は、現在都道府県が担っている事務のうち、住民に密接に関連する

事務を市町村に移管することを前提としているため、今後も市町村の行財政能力の充実が不可欠である。

また、道州制導入後も存在する小規模市町村に対する道州の補完のあり方や、大都市制度のあり方についても検討が必要である。

新たな税財政制度の構築

道州がその役割を果たすためには、自主性・自立性の高い財源が必要であり、国からの事務移譲に伴う税源移譲を考慮した国と地方の税源配分の見直しにより、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税中心の財政構造の構築が必要である。

また、道州間、市町村間の適切な財政調整制度について検討する必要がある。特に、財政調整の内容と水準、基礎自治体の財政調整をどこが行うのかなどは、制度設計を行う上での大きな課題であり十分な検討が必要である。

道州の区域

道州の区域については、第 28 次地方制度調査会において 3 つの区域例が示されているが、枠組みを先行させた議論を行うべきではなく、また、国が一方的に区域を決めるようなことがあってはならない。

広域自治体としての道州の区域については、地域の意見に配慮しながら引き続き検討が必要である。

国民意識の醸成

約 120 年にわたる都道府県制度は国民生活に定着している一方で、「道州制」については、その定義も定まっておらず、さまざまな意見があることから国民にとってわかりにくいものとなっている。

道州制の導入にあたっては、国民意識の醸成、国民の理解が大きな課題と考えられるので、道州制のメリットや課題についての整理を行うなど、積極的な情報発信を行い、国民的な幅広い議論が行われるようにすべきである。

道州制導入のメリットに関する具体例

道州制導入の将来像をより分かりやすくするため、道州制の導入により考えられる具体的なメリット事例を行政分野毎に例示する。

〔社会資本整備〕

(幹線道路整備)

○都道府県間道路や幹線道路の計画的な整備促進

現在、県と県をつなぐ県間道路については、両県の進捗度に関わりがあり、早期に事業効果を発揮することができないのが現状であるが、道州制が導入されることにより、国県道を含めた全体整備に関する投資の優先度が調整され、県境に関係なく一体的な道路整備が行われ、早期に効果が発揮される。

(道路管理)

○道路の利便性向上

現在の一般国道の管理が道州に移管されることにより、道路情報が一元化され、事故や災害の情報を迅速に把握して住民に提供できるようになる。

また、除雪作業などについては、地域内を一体的・計画的に行うことができるようになり、対応済みの箇所と未対応の箇所が混在することがなくなり、道路利用の利便性が増すとともに、スケールメリットにより管理コストが削減できる。

(森林整備)

○県境を越えた森林整備

森林は国土の保全、水源のかん養、二酸化炭素の吸収・固定など多様な公益的機能を有しているが、道州制が導入されると、県単位を越えたより広域的な観点から総合的な施策展開が可能となることから、これらの機能を最大限に発揮させることが期待できる。

また、県境をまたがる河川流域の農山村(上流)と都市(下流)が一体となることにより、流域全体としての森林整備が推進される。

(河川管理)

○水系一体での河川管理

現在の一級河川の多くは複数県にまたがっていると同時に、同一水系であっても知事管理区間と大臣管理区間があり、国と都道府県が調整しながら整備、改修、維持管理等を行っている。道州制が導入されると、道州の実情を踏まえた水系の一体的かつ柔軟な管理が可能となる。

その結果、県域を越える流域を持つ河川において、浸食作用による土砂流出対策や地滑り・土石流等の災害対策を総合的に行うことができる。

〔産業・経済〕

（産業政策の振興）

○広域的な産業政策の推進

地域産業クラスターの形成促進や新産業の振興などについては、現在各県単位で行われており、また、国においても所管省庁ごとにバラバラに取り組んでいる。道州制を導入することにより県境がなくなり、また国の権限・財源が移譲されることで、道州が一定的に実施することができ、効果的な事業推進が可能になる。

（国際競争力の強化）

○港湾の機能強化

現在は、ひとつの港湾の開発、保全、管理等に関わる制度や事業が複数の県の複数の部署で行われているため、港湾が本来持っている豊かさやポテンシャルが十分に発揮されていないか、過当競争となったりしている。道州制を導入することにより、分野・地域の壁を取り払い、ビジョンに基づいた総合的・一体的な保全や管理、役割分担や機能集約を図ることによって港湾の競争力を高めることができる。

（観光振興）

○広域的な観光のPR

現在は、府県にまたがる観光資源であっても、県内エリアに限定したPRを行っている場合が多いが、道州制を導入することにより、広域的な観光資源を一体としてPRしやすくなる。海外からの誘客とそのための条件整備を広域的に実施することにより、国際競争力ある観光地づくりが促進される。

（農業振興）

○新品種などの広域普及と農産物の競争力強化

現在は、各県が開発した新品種は多くの場合、各県ブランドとするために他県への栽培許諾が認められていない。道州制を導入することにより、広域での栽培が可能となり、統一品種としてまとまった量が確保され、国内市場、海外輸出での競争力の強化に繋がり、ブランドの確立も可能になる。

（農地転用）

○農地転用の迅速化

4haを越える農地転用の許可権が道州に移譲されることにより、農地転用と都市計画法や森林法の開発許可の窓口の一本化が図られ、手続きの煩雑さが軽減されるとともに、申請から許可までの時間が短縮される。

(水産振興)

○栽培漁業の推進

現在、複数の県において、種苗生産・放流されている魚種のうち、マダイ、ヒラメ、クルマエビ等は、放流後県境を越え広域に移動することが報告されている。道州制が導入され県境がなくなれば、受益を受ける漁業者が、ひとつの道州に属することになり、放流効果を高めるための中間育成など、つくり育てる漁業への取り組みが一層進むことが期待できる。

(水産資源管理)

○水産資源管理の効率化

現在、同じ政策（資源回復計画）を策定するにあたり、海域ごとに、水産庁（太平洋区の資源）と協議したり、瀬戸内海漁業調整事務所（瀬戸内海の資源）と協議するという効率の悪い事務を行っている。道州制を導入することにより、水産庁の管理区分も変えることにより、効率のよい行政事務が可能になる。

[交通・通信]

(情報システム)

○情報ネットワークの効率化

現在、県単位で情報ハイウェイを保持しているため、個々に維持管理コストが発生している。道州制を導入することにより、スケールメリットが生じ、ネットワーク基盤の維持管理コストを抑制できるとともに、有効活用が図られる。

(例) 防災…防災情報の共有

医療…遠隔医療、電子カルテの共有化

教育…教育コンテンツの共有、学校間交流、高大連携

○情報ネットワークの有効活用

現在、各県において種々の申請様式・手続き等に違いがあるが、道州制を導入することにより、様式や手続きが共通化され、手続きのワンストップ化が図られるなど、住民や企業に対するサービスの向上につながる。

○バックオフィス系情報システムに係る開発・運用コストの抑制

人事給与、財務会計、文書管理等の処理を行うバックオフィス系情報システムについては、現在、県ごとに開発・運用を行っているため、個々にコストが発生しているが、道州制導入によりスケールメリットが生じ、バックオフィス系情報システムの開発・運用にかかるコストを削減することができる。

〔雇用・労働〕

(無料職業紹介)

○地域の実情に応じた無料職業紹介

道州制が導入され、無料職業紹介が道州に移管されることにより、地域の産業行政や雇用行政と連携した職業紹介を行うことができるようになる。

〔福祉・健康〕

(医療)

○医療情報の提供

道州制を導入することにより、都道府県を越えた広範囲にわたる医療情報を提供することが可能となる。また、衛生研究所等の試験検査施設についても統合が可能になり、集約的かつ効率的な設備投資や人的配置が可能になり、効率的な高度検査体制の整備を図ることができる。

○医療施設における特定病棟の整備

「心神喪失者等医療観察法による指定入院医療機関」や「結核・精神の合併症病棟」の整備など、高度医療や特殊医療に対応する施設整備について、県境を越えた広域的な対応が可能となる。

○周産期医療ネットワークの構築

搬送体制の確立や、ハイリスク妊婦、未熟児等の保健指導のためには、広域での医療機関の連携が必要であるが、道州制が導入されることにより、現在の県境を超えた医療圏が設定され、効果的なネットワークが構築できる。

(感染症対策)

○感染症対策における病床の整備

感染症はその発生が狭い地域にとどまるものではないため、新興・再興感染症対策は圏域を越えた対応が必要である。道州制が導入されることにより、感染症病床の整備や専門的医療機関の有効活用が図られる。

(薬事)

○薬事指導

現在、薬事関係業態が広域多様化している中、薬事関係許認可、監視指導等の法定受託事務や自治事務については、各県において法の運用や対応に差が見られるが、道州制を導入することにより、運用解釈・許認可手数料・要項等で定めている特例販売業の販売品目等について、より広範囲で統一的な規制や指導が可能になる。

(水道)

○水道事業

道州制を導入することにより、同一水系における複数河川の水道事業の統合が可能となり、渇水時における水資源の融通について、必要に応じた迅速な対応が可能となる。

[教育・文化・科学技術]

(青少年健全育成)

○青少年健全育成条例

現在、各都道府県単位で有害図書・有害環境等の規則に差があるため、有害図書等に指定されていても、容易に隣県から入手できる状態となっているが、道州制を導入することにより、広範囲で規制等が統一化され有害環境の浄化が促進される。

(科学技術振興)

○地方公設試験機関の活性化

道州制を導入し、道州内の公設試験研究機関を工業系、農業系、水産系等の系統で組織化すれば、個々の県では投資効果が見込みにくい研究であっても、規模の拡大によって相応の効果が期待できる。更には、道州内の国系研究機関との連携や統合等により、道州単位で国際レベルの研究ポテンシャルを有することも可能となる。

(スポーツ振興)

○国民体育大会の広域開催

現在、国民体育大会は一都道府県で単独開催されているが、道州制を導入することにより、広域での既存施設の有効活用が図られ、準備・運営に関わる財政的負担の軽減が図れる。

[環 境]

(大気汚染防止)

○広域的な排出ガス規制

自動車の排出ガス規制を行う場合、ひとつの県で規制を行ってもその実効性が少ないが、道州制を導入することにより、広域的な基準設定や規制が可能となり有効な対策を講じることができる。

(国立公園)

○国立公園の活用

国立公園は複数の県にまたがるものが多いため、国立公園に対する各県の考え方（開発と保護）が異なる場合には調整が難しいが、道州制を導入することにより、統一したビジョンで公園を活用することができる。

(廃棄物対策)

○廃棄物の処理計画

現在、都道府県は区域内における廃棄物の処理等について「都道府県廃棄物処理計画」を定めているが、産業廃棄物は県域を越えて移動しており、品目によっては、排出、最終処理、中間処理が府県を越えた広域にまたがって処理されている実態があり、将来予測を困難にしている。道州制を導入することにより、広域的な処理計画の策定・実施が可能となる。

また、現行の産業廃棄物税も都道府県によって導入状況にばらつきがあるが、道州制を導入することにより、より公平で統一的な基準に基づく課税制度への移行が可能となる。

各都道府県ともに問題となっている産業廃棄物の処理について、広域的な処理やリサイクル資源の確保、さらには、不法投棄の効果的な取締りも可能となる。

(鳥獣保護)

○鳥獣保護

野生鳥獣の生息域は広範で、県の行政域を超えて生息している。道州制の導入により、実際の生息域に見合った広範な鳥獣保護計画の策定や保護区域の確保が可能となり、より有効な対策を講じることができる。

[治安・安全・防災]

(防 災)

○広域災害に対する効果的な防災体制整備

道州制を導入することにより、大規模な地震や風水害等、広域災害に対応するための効果的・効率的な防災体制を整備できる。

- ・ 防災拠点施設の効果的な配置と計画的整備
- ・ 防災情報システムの一元化による防災情報の円滑・迅速な共有
- ・ 広域展開企業等との防災協定の円滑化
- ・ 防災関係スペシャリストの養成、特殊・高度な資機材の整備
- ・ 防災関係資機材や救援物資の効率的な備蓄と運用

(災害対応)

○指揮命令系統の一元化

道州制を導入することにより、現在の府県域を超える大規模災害発生時に、他団体への応援要請、国・関係防災機関との連絡調整等が簡素化し、迅速な対応が可能になる。

また、被害情報収集・応急危険度判定等、業務の運用を広域的に標準化し、迅速かつ適切な執行が可能となる。

(危機管理)

○武力攻撃事態における迅速な国民保護措置

道州制を導入することにより、日本に対し武力攻撃が行われた場合、現在の府県域を越えた避難・救援等の国民保護措置が迅速かつ円滑に実施できる。

○家畜伝染病発生時の対応

道州制を導入することにより、家畜伝染病発生時の人員、防疫資材の迅速な確保が可能になる。道州を1つの防疫単位とすることで、現在、県→国→県の流れで行われている人員要請は、国への要請部分が省略でき、必要な人員、防疫資材を迅速に必要な地域（いわゆる旧県レベル）への投入が可能となる。

(警察)

○広域的な犯罪捜査

現在、都道府県境を超えた犯罪捜査が迅速に行われているとはいえ、このことが検挙率の低下にも繋がっている。道州制を導入し、道州単位で警察組織を構成すれば、広域的な犯罪捜査が迅速かつ効果的に行うことが可能になり、広域災害時の緊急対応なども円滑になる。

[その他]

(税 務)

○広域的な課税の実施

産業廃棄物やプレジャーボートに対する課税など、一つの都道府県だけで実施しても効果の上がない課税であっても、道州制を導入することにより、その目的に沿った広域での課税が可能となる

○納税者の申告・納税事務手続きの負担軽減

道州制を導入することにより、複数都道府県に事務所を有する法人は、法人事業税・法人県民税に係る申告・納税を一度で済ますことができ、納税者の事務負担が軽減できる。

(人材育成)

道州制を導入することによるスケールメリットにより、税務職員をはじめ、高度の専門知識を必要とする職員に研修を行う制度を設ける（例えば、国の税務大学校のようなものを設置）などして、長期間の研修を行うことにより、職員的能力向上を図ることができる。

(施設の効率的配置)

道州制を導入することにより県境がなくなれば、各種の公設試験研究機関や農業大学校、種苗生産施設（栽培魚礁センター）などの統廃合により効率的な施設配置が可能となる。